

## 上海市におけるオフショア貿易の印紙税免税

2024年2月6日に上海市財務局及び国家税務総局上海市税務局より国外で完結する売買契約（以下、「オフショア貿易」と略称）に係わる印紙税を免税とする公告（財税〔2024〕8号）が公布されました。

今回は中国における印紙税の概要とオフショア貿易の免税に係わる公告の内容をご案内いたします。

### 1. 中国における印紙税の概要

中国における印紙税は印花税と呼ばれています。中国の印花税は1889年9月の清時代における印花税の創設が始まりと言われており、増値税などの新しい税金と比べて比較的歴史のある税金です。

印紙税は「契約」について課税がされますが、以下のとおり中国の民法典及び契約法による契約（中国語で「合同」）の定義には契約書による書面の締結だけでなく、契約書以外の書面形式及び口頭形式並びにその他の形式も契約に含まれるため、契約書による書面の締結以外にも印紙税の課税範囲に含まれると解釈される点には注意が必要です。

#### 中華人民共和国民法典第469条（抜粋、現行法）

書面形式及び口頭形式並びにその他の形式により契約当事者は契約を締結することができる。書面形式には契約書、信書、電報、電信、ファックス等により記載された内容を有形で意志表示する方法である。

#### 中華人民共和國契約法第10条（抜粋、2021年1月1日廃止）

契約当事者による契約の締結には、書面形式及び口頭形式並びにその他の形式がある。

課税される文書は以下の4つの種類が定められており、売買契約も契約書による書面の締結がされているか否かに関わらず印紙税の課税対象とされています。

課税文書の種類	主な文書
契約	金銭消費貸借契約、リース契約、売買契約、加工委託契約、建設プロジェクト契約、運送契約、技術契約、賃貸借契約、保管契約、貯蔵契約、財産保険契約
所有権移転の証憑	土地使用权譲渡の証憑、土地所有权・家屋等の建築物及び構築物所有権の譲渡の証憑、株式譲渡の証憑、商標権・著作権・特許権・ロイヤリティ使用权の譲渡の証憑
営業帳簿	—
証券取引	—

## 2. オフショア貿易の免税に係わる公告の内容

今回公表されたオフショア貿易に係わる印紙税の免税の公告の内容は以下のとおりです。2024年4月1日以降はオフショア貿易に係わる契約は印紙税の免税となりますが、中国国内において締結された売買取引に係わる契約は従来どおり印紙税の課税対象となる点にご注意ください。

中国語原文	日本語参照訳
<p>为支持自由贸易试验区发展离岸贸易，现就中国（上海）自由贸易试验区及临港新片区试点离岸贸易印花税优惠政策通知如下：</p> <p>一、对注册登记在中国（上海）自由贸易试验区及临港新片区的企业开展离岸转手买卖业务书立的买卖合同，免征印花税。</p> <p>本通知所称离岸转手买卖，是指居民企业从非居民企业购买货物，随后向另一非居民企业转售该货物，且该货物始终未实际进出我国关境的交易。</p> <p>二、本通知自2024年4月1日起执行至2025年3月31日。</p>	<p>自由貿易試験区におけるオフショア貿易の発展を支援するため、現在、中国（上海）自由貿易試験区及び臨港新片区におけるオフショア貿易の印紙税の優遇政策について以下のように通知する。</p> <p>一、中国（上海）自由貿易試験区及び臨港新片区に登記された企業に対して、オフショア転売委託業務の売買契約の締結については、印紙税を免税とする。</p> <p>本通知におけるオフショア転売とは、居住企業が非居住企業から貨物を購入し、その後、別の非居住企業に当該貨物を転売し、かつ、当該貨物は終始実際に我が国の国境に出入りしていない取引を指す。</p> <p>二、本通知は2024年4月1日から2025年3月31日まで執行する。</p>

### <日本語参照訳に関するご利用のお願い>

上記の日本語参照訳は中国語を原文とした翻訳です。翻訳には正確を期しておりますが、日本語と中国語の内容に相違が生じる場合があります。日本語参照訳と中国語原文に相違がある場合、中国語原文を優先してご確認いただきますようお願いいたします。

### フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝阳区農光南里1号楼龍輝大厦12楼(創富港)12002室 電話：+86-131-6731-4021 担当：粟村(AWAMURA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:hi.awamura@faircongrp.com">hi.awamura@faircongrp.com</a>	蘇州分公司 蘇州市工業園區旺墩路135号融盛商務中心1号2113室2122单元 電話：+86-512-6255-0697 担当：粟村(AWAMURA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:hi.awamura@faircongrp.com">hi.awamura@faircongrp.com</a>
---	---



# FCG 中華圏 ニュースレター

FAIR CONSULTING  
GROUP

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台北・台中・香港

上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店（上海）601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：粟村（AWAMURA）日本国公認会計士 <a href="mailto:hi.awamura@faircongrp.com">hi.awamura@faircongrp.com</a>	成都分公司 四川省成都市成华区双慶路 10 号 華潤大廈 32 層 3240 室 電話：+86-28-6287-7518 担当：粟村（AWAMURA）日本国公認会計士 <a href="mailto:hi.awamura@faircongrp.com">hi.awamura@faircongrp.com</a>
広州分公司 広州市天河区珠江西路 8 号夏広場 D 座 15 楼 A61 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢（FURUYA）日本国公認会計士 <a href="mailto:yo.furuya@faircongrp.com">yo.furuya@faircongrp.com</a>	深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大廈 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢（FURUYA）日本国公認会計士 <a href="mailto:yo.furuya@faircongrp.com">yo.furuya@faircongrp.com</a>

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。